

司法書士による「相続登記・空き家対策住民啓発講座」@塩尻市塩尻東地区

～相続登記について知ろう～ R6.12.12 実施

《セミナーの概要》

令和 6 年 4 月 1 日から義務化された相続登記の内容や罰則、一般的な相続手続きや費用について、実際の事例等を交えながら講義していただき、20 名の参加がありました。

また、全体講義終了後は、事前に申し込まれた 2 名の方が個別相談会に参加し、司法書士に相談しました。

《セミナーのまとめ》

- 令和 6 年 4 月 1 日から相続登記が義務化され、相続等で不動産取得を「知った日から 3 年以内」に手続きをする必要があり、正当な理由がない場合、罰則規定もある。また、法改正以前に相続した不動産も登記義務の対象となるが、令和 9 年 3 月 31 日までに相続登記すればよい。
- 遺産分割がまとまらず速やかに相続登記をできない場合、相続人であることを法務局に申告することで申請義務を履行したことみなす「相続人申告登記制度」がある。ただし、所有権の取得とはならず、遺産分協議が成立後は、3 年以内に名義変更登記の必要がある。
- 相続の方法は主に、「遺言」と「遺産分割」の 2 つがあり、遺言については、全体の 10%程しかいないが、方法は自筆証書遺言と公正証書遺言の 2 つがある。費用は多少かかっても安全性や効力の観点からも公正証書遺言がおススメである。また、共同遺言は認められていない。
- 戸籍の広域交付制度が始まり、本籍地以外の市区町村窓口でも、戸籍証明書や除籍証明書の取得が基本可能となった。請求できる者は配偶者や直系尊属、直系卑属だが、きょうだいは請求できない。
- 質疑では、相続登記の際に、司法書士と弁護士のどちらに先に声をかければ良いのかということや、遺言書に決まった形式はあるのか、また筆記に関して、鉛筆やボールペンなど決まりはあるのかということが質問されました。

《今後の対応》

塩尻東地区は市内 10 地区中で 2 番目に空家数が多い地区であり、管理不全空家等の数も全地区の中で一番多い地区のため、引き続き空き家対策に関する情報提供や啓発活動を継続していきたい。

また、講義後の質問も多く、相続登記に関する関心度も高いため、市で行っている司法書士等の無料相談を周知したり、今後も継続してセミナー等を開催していきます。

